

# みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

12月4日(木)から10日(水)は「第66回人権週間」

## ■人権週間を考えたい

誰もが大切なものだとして理解しているはずの「人権」ですが、みんなの人権が尊重される社会にするにはどうしたら良いか、人権週間を機会に改めて考えてみましょう。

昭和23年12月10日、国連で「世界人権宣言」が採択されました。これを記念し国連ではこの日を「人権デー」と定めています。わが国では毎年12月4日からこの「人権デー」までの一週間を「人権週間」と定めて、全国的な活動が推進されています。

## ■基本的人権の尊重

人権(基本的人権)とは、私たちが幸福な生活を送るために必要な権利であり、この権利は日本国憲法において国民に保障されています。



### 本年度の強調事項

★女性の人権を守ろう★子どもの人権を守ろう★高齢者を大切に育てよう★障害のある人の自立と社会参加を進めよう★同和問題に関する偏見や差別をなくそう★アイヌの人々に対する理解を深めよう★外国人の人権を尊重しよう★HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう★刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう★犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう★インターネットを悪用した人権侵害をなくそう★北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう★ホームレスに対する偏見をなくそう★性的指向を理由とする差別をなくそう★性同一性障害を理由とする差別をなくそう★人身取引をなくそう★東日本大震災に起因する人権問題に取り組もうなど。

## ■真の人権の世紀に

21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動が取れるよう、社会全体で不断の努力を続けていくことが必要です。私たちは、基本的人権をお互いに尊重し合い、自分たちの力で大切に守り育てていかなければなりません。

家庭や地域、学校、職場など日常生活におけるルールとしての人権感覚や、人権への正しい知識を十分に身に付け、相互に共存できる平和で豊かな社会の実現を目指しましょう。

問い合わせ 社会福祉課社会係(東原庁舎内)☎内線77242、社会教育課社会教育係☎内線3333へ

## 犬や猫を正しく飼いましよう

犬や猫などのペットもあなたの家族です。家族の一員として終生飼うことが飼主の責任です。他人に迷惑を掛けないよう責任を持って飼いましよう。

### ■散歩のマナーを守り、環境美化に努めましよう

家の前や公共の場所をふん尿で汚されて迷惑を受けている人からの苦情が年々増えています。周辺の環境を清潔に保つことは、飼主の当然のマナーです。ふん尿は自分の敷地内で済ませましよう。散歩をするときは、ビニール袋などを携帯し、犬がふんをしてしまったときは必ず持ち帰ることが飼主の責任です。

### ■犬を放し飼いにしないで

犬は、昼夜を問わず吠えたり吠えたり、おりの中で吠えましよう。散歩のときもリード(引き綱)を必ず付けましよう。

### ■鳴き声と悪臭にご用心

無駄にはえないようにしつづけてましよう。ストレスがたまると鳴き声などで周りの人に迷惑となることがありますので、適度な運動をさせましよう。また、飼っている場所を清潔にするよう心掛けましよう。

### ■犬や猫を捨てないで

捨てることのないよう十分考えてから飼いましよう。不幸な動物を増やさないためにも飼主の責任で避妊・去勢手術を受けさせましよう。

動物を公園などに捨てたり虐待をした場合は「動物の愛護及び管理に関する法律」により処罰されます。

※動物をみだりに殺し、または傷つけた者は、2年以下の懲役、または200万円以下の罰金、捨てた(遺棄)者は、100万円以下の罰金が課せられます

どうしても飼えなくなった場合は、責任を持って新しい飼い主を見つけましよう。

### 問い合わせ 健康課予防係(保健福祉センター内)☎内線76207、白沢町総務課市民係☎内線33、利根町総務課市民係☎内線28へ



## 消防団からのお知らせ

問い合わせ 防災対策課消防係☎内線3363

### 消防団歳末特別警戒実施

市消防団では、市民の皆さんが安全で安心して明るい年越しができるように12月25日(木)から30日(火)までの6日間、歳末特別警戒を実施します。期間中は、消防団が各地区を巡回して、火災予防を呼び掛けまします。市八職工防火協力会の皆さんも防火活動を行います。



### 消防団出初式

とき 1月11日(日)午前9時30分  
ところ 沼田小学校屋内運動場  
内容 式典、防火パレードなど  
※荒天時には、一部変更して実施する場合があります

## 防火の備えは万全ですか

年末年始は、火災の発生が多くなる季節です。防火の備えを万全にして、事故のない明るく楽しい年末年始を迎えましよう。

### ■初期消火のポイント

迅速に消火する

▽火災を発見したらすぐに大きな声で「火事だ」と周囲の人に知らせる

▽なるべく多い人数で119番通報、初期消火、避難誘導を協力して行う

▽天井に燃え移るまでが初期消火の限界

▽座布団で火をたたき、毛布で火を覆うなど身近な物を活用する

▽危険を感じたり、天井に火が燃え移ったら早く逃げる

▽服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く逃げて身の安全を守る

■火元別消火のポイント  
油鍋に火が入ったら

①慌てて水をかけず、ガスの元栓を閉める  
②消火器は、消火液で油が飛び

散らないように注意して噴射する

③消火器が無い場合は、水でぬらした大きめのタオルなどを手前からかぶせて空気を遮断する

石油ストーブを倒したら  
①できれば引き起こし、消火器があれば、直接火元に向けて噴射する

②毛布や布団をストーブにかぶせ、その上から水をかける

カーテンに火が付いたら  
①火が小さいうちは消火器や水で消火する

②間に合わなければカーテンを引きちぎり、火元を天井から遠ざけて消す

電気製品から火が出たら  
①感電の危険があるのでいきなり水をかけない。まず、プラグを抜くかブレーカーを切る

②消火器や水で消火する  
問い合わせ 防災対策課消防係☎内線3363へ

## もういいかい 火を消すまではまあだだよ

## 年金の窓口からお知らせ



### 付加保険料のご案内

将来、より高い高齢基礎年金を受けるため、第1号被保険者(農業者や自営業者、学生など)や60歳以上70歳未満の国民年金任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納めると、将来高齢基礎年金に加えて付加年金も受給できます。(付加年金額は、200円×付加保険料を納めた月数です)

付加年金の加入を希望する人は、市民課国保年金係、白沢町・利根町総務課市民係へご相談ください。

※国民年金基金加入者や免除制度利用者、定額保険料未納者は付加保険料を納めることができません

問い合わせ 渋川年金事務所国民年金課☎0279②1607へ